

深川市空家対策等計画(案)【概要版】

第1章 深川市空家等対策計画の目的と位置づけ (案P1～2)

■計画の目的、位置づけ

- 適切な管理されていない空家が増加し、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行
- 本市の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため策定

■計画の期間、地区

- 計画期間 令和5年度～令和14年度(10年間)
- 対象とする地区 市内全域

空家等対策の推進に関する特別措置法

根拠

深川市総合計画

連携・整合

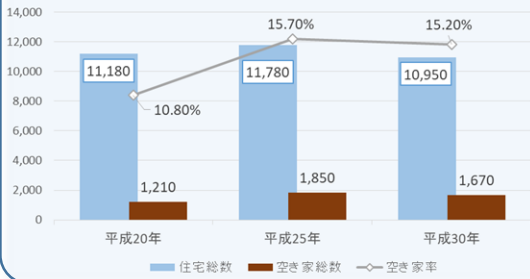
深川市住生活基本計画

深川市空家等対策計画

第2章 空家等の現状 (案P3～4)

- 総務省の住宅・土地統計調査では、平成30年の空き物件数は、1,670件。空家率は、15.2%で、県や国と比べてやや高い。
- 平成20年から平成30年の間に、4.4%上昇している。

【空き家数の推移(深川市)】



第3章 空家等対策の基本的な理念と方針(案P5～6)

■空家等対策の基本的な理念

- 所有者管理の原則
- 市民の安全・安心を確保するための実効性ある対応
- 地域の活性化・まちの魅力向上に向けた流通・活用の促進
- 地域住民、専門家団体など多様な主体との連携

■計画の基本的な方針

- (1)空家等の調査
- (2)所有者等による適切な管理の促進
- (3)空家等の跡地の活用の促進
- (4)特定空家等に対する措置その他対応
- (5)市民からの相談への対応
- (6)空き家等に関する対策の実施体制
- (7)空家等の対策の実施に關し必要な事項

第4章 管理状態の良い空き家の有効活用 (案P7)

- リフォーム等に関する各種助成金制度の情報発信
- 移住定住者用住宅として紹介
- 「深川市空き家・空き地バンク」への登録の推進

第5章 管理不全な空き家の抑制・解消 (案P8)

- 適切な管理等が行われていない空家が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。
- 管理不全な空き家の抑制・解消を促す。

空き家台帳の整備

市内連携体制による適正管理の注意喚起

地域での取り組みの普及・支援

第6章 特定空き家等への対応 (案P9～12)

- 行政の関与の要否の判断
- 特定空き家等の判定
- 特定空き家等の対応方針
- 特定空き家等の判断基準の考え方

第7章 著しく改善の必要のある空き家への対応 (案P13～15)

- 段階的な対応、慎重な手続きを行う。

勧告

行政処分

必要性、緊急性、財源等を総合的に勘案

第8章 空き家等対策の実施体制(案P16～17)

- 地域と連携し、空き家問題の解決を図る。

